

議案第 147 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 9 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「 | 上野東部地区市民センター | 伊賀市緑ヶ丘本町 1681 番地 8 | 」を「 | 上野東部地区市民センター | 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地 | 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。